



平成 30 年 10 月 10 日

観 光 庁

住宅宿泊仲介業者の取扱物件の適法性の確認結果について

観光庁は住宅宿泊仲介業者（37 社 ※）に対して、住宅宿泊事業法の施行日（6 月 15 日）時点における取扱い物件について提出を求め、所管の関係自治体に対して適法性の確認を依頼しました。今般、その結果を観光庁において以下のとおり取りまとめました。

※ 調査時点で登録のあった住宅宿泊仲介業者（海外事業者：8 社、国内事業者：29 社）

- 37 社の取扱件数は合計で 24,938 件であった。そのうち、適法と確認できなかった物件は 4,916 件であり、合計件数に対する割合は約 20%であった（下表参照）。
- 「適法と確認できなかった物件」は、
 - ・ 虚偽の届出番号等により掲載しているもの
 - ・ 届出番号と一致するものの住所が異なっているもの
 - ・ 届出等がなされた事業者名と異なる名称のもの
 等から自治体において届出等の情報と照合した結果、適法と確認できなかったもの。
- 適法と確認できなかった物件については、仲介業者に対して削除するよう観光庁から順次指導を行ったところ。
- 平成 30 年 9 月 30 日時点の掲載物件について住宅宿泊仲介業者等へ 10 月 15 日までに提出するよう求めており、あらためて適法性の確認等を行う予定である。

（単位：件）

施設の類型	確認結果	適法と確認できた物件	適法と確認できなかった物件	確認中	合計
住宅宿泊事業法に基づく届出住宅		3,432	1,278	14	4,724
旅館業法に基づく許可物件		13,076	2,824	318	16,218
特区民泊の認定施設		3,161	777	0	3,938
イベント民泊		11	37	10	58
合計		19,680	4,916	342	24,938
合計件数に占める割合		(79%)	(20%)	(1%)	(100%)

【問い合わせ先】

観光庁観光産業課 担当：波々伯部・坂野・久保

TEL：代表 03-5253-8111（内線 27-333、27-308）

直通 03-5253-8330

FAX：03-5253-1585